

平成 21 年度 東京都税制調査会 第 5 回小委員会 議事要旨

【開催日時等】

開催日時 平成 21 年 7 月 17 日 (火) 16:00 ~

場 所 都庁第一本庁舎 33 階 S6 会議室

出席者

〔委員〕 池上小委員長、金井委員、金子(清)委員、金子(秀)委員、関口委員、土居委員、西川委員、沼尾委員、林委員、諸富委員

〔事務局〕 目黒税制部長、宗田税制調査担当部長、池田税制調査課長、筒井副参事(税制調査担当)、副島税制課長、木下副参事(税制改正担当)

【議題】

議 事 「法人所得課税及び地方法人課税のあり方について」

土居委員、沼尾委員のプレゼン及び事務局の説明の後、法人課税の負担水準、地方法人課税のあり方等について、委員から以下の意見等があった。

【法人所得課税及び地方法人課税のあり方について】

(法人課税の負担水準について)

- ・ グローバル化の中で、法人税率の引下げが世界的なトレンド。我が国においても他国の動向を無視できない
- ・ 法人負担を社会保険料込みで考えた場合、国際的に見て日本の法人課税は高くない
- ・ 法人の減税をしたとしても、公債の発行残高が増加し、金利が上昇すれば、法人の資金調達コストが増加することになり、法人負担の減少にならない
- ・ 増税をする必要がある中で、まずは消費税による負担増が必要。消費税のウエイトが高まれば、法人課税のウエイトが相対的に減り、全体として税収の安定性が増し、税制の歪みが是正される
- ・ 法人の所得に対して、法人段階で課税するのか、個人段階で課税するのかは議論がある。法人課税を考える際には、家計に対する税とどのように調整するのかなど、家計を含めた議論が必要

(法人課税の課税ベースについて)

- ・ OECD 諸国をみると、法人税率は下がっているが、法人税収の対 GDP 比は上昇傾向にある。法人税率を引下げつつ、課税ベースを広げることがグローバル化に対応した一つの方向
- ・ 課税ベースは租税特別措置により縮小している面があるが、これらの措置は一定の理由があって行われているので、廃止による課税ベースの拡大は、

現実的には困難ではないか

(法人課税と国際競争力について)

- ・ 外国の法人税率の引下げにより、外国への投資が増え、我が国への投資が相対的に減ることになり、結果として国際的に不利になる。中長期的にみると、法人税率を引き下げないことにより、国際競争力への影響が出る
- ・ 国民負担率からみると、国際競争力が損なわれるほど、日本の法人税負担が重いとは思えない
- ・ 法人税率が高いからといって、海外へ移転する企業はない。企業は、労働力や市場との距離など、様々な要素を考慮して立地を決めるのであって、税制は大きな要因ではない
- ・ 将来的な国際競争力を考慮して、法人課税引下げが議論されているが、財政状況からして、引下分については、他の税の負担を増やさざるを得ず、そのことにより個人の需要が減り、企業業績が悪化するなど、かえって競争力に影響が出るのではないか

(法人二税の意義・あり方等について)

- ・ 地方税についても、1つの段階で全部とることはリスクが大きいので、複数のポイントでとるべき。そうした意味で地方法人課税は必要
- ・ 法人向けの行政サービスもあり、地方が法人に対して一定の負担を求めることには根拠がある
- ・ 個人への行政サービスであっても、法人に便益が及ぶものもある
- ・ 法人二税を昼間住民への課税と捉えれば、昼間住民への応益課税と位置づけることも可能
- ・ 企業が受けた便益は、最終的には個人に行くものであり、企業に対する応益課税という考え方は不適當。応益性は法人二税の根拠とならない
- ・ 法人所得に応じて便益が増大するとは考えにくく、応益性を根拠にするのであれば、所得課税は見直すべき
- ・ 法人二税は原産地原則により課税されているが、他の地域の住民にも間接的に負担が及ぶ面がある。どのような改善が可能か考える必要

(外形標準課税の拡大について)

- ・ 投資や資金調達等への中立性の観点から、付加価値割を加算型から控除型に切り替えた上で、外形標準課税を増やしていくことが重要
- ・ 現在の外形標準には、労働集約的な中小企業の負担が相対的に重いなどの問題がある

(事務局文責)